

インドネシア政府による国内移動規制の変更（政府通達の発出）

令和4年8月15日（総21第62号）

在デンパサール日本国総領事館

- 18歳以上でワクチンを2回接種済みの場合は、PCR検査の陰性証明書が必要（抗原検査不可）とされました。
- 18歳未満の者に適用される条件がより詳細に規定されました。

1 インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、8月11日付け通達（第23号）を発出し、国内移動に必要な条件を変更すると発表しました。

2 この通達により、州・県・市の境を越える国内移動において、ワクチンを2回接種済みの場合は、PCR検査の陰性証明書が必要とされました（抗原検査不可）。また、18才未満の者に適用される条件がより詳細に規定されました。さらに、マスクは、室内や密状態の時に限らず、常時着用とされました。

3 この通達による州・県・市の境を越える国内移動（空路、海路、車両、鉄道）に係る規制の概要は、以下のとおりです。

（1）アプリ「pedulilindungi」を使用する。

（2）18才以上の者に対しては、以下の条件が適用される。

ア ワクチンを3回接種済みの場合、陰性証明書は不要。

イ ワクチンを2回又は1回接種済みの場合、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書を提示する。

ウ 健康上の理由でワクチン接種ができない場合、国立病院の医師からの診断書と共に、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書を提示する。

（3）18才未満の者に対しては、以下の条件が適用される。

ア 6才から17才の者でワクチンを2回接種済みの場合、陰性証明書は不要。

イ 6才から17才の者でワクチンを1回接種済みの場合、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する。

ウ 6才から17才でワクチン未接種の者がインドネシア入国後に国内を移動する場合、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する。

エ 6才から17才の者で健康上の理由でワクチン接種ができない場合、国立病院の医師からの診断書と共に、出発前3×24時間以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する。

オ 6才未満の者は、同行者の付添いがあれば陰性証明書の提示は不要。

（4）同一都市圏内（※当館注）での日常的な陸路（公共交通車両及び私有車両）及

び鉄道による移動については、上記（２）及び（３）は適用外。

※当館注：バリ州政府によれば、バリ州内での県・市の境を越える移動は本規制の適用外。

（５）保健プロトコル

三層布マスク又は医療用マスクを着用（鼻、口、顎を覆う）、マスクの４時間毎交換、定期的な手指洗浄・消毒、距離の確保による密の回避を義務付け。また、公共交通機関での移動中の電話等会話の抑制を奨励。

４ 本通達は、８月１１日から発効し、追って定められる期限まで有効とされており、終了時期は明示されていません。

５ 上記３に関し、国内線フライト等の公共交通機関の利用条件については、航空会社等公共交通機関に照会してください。